

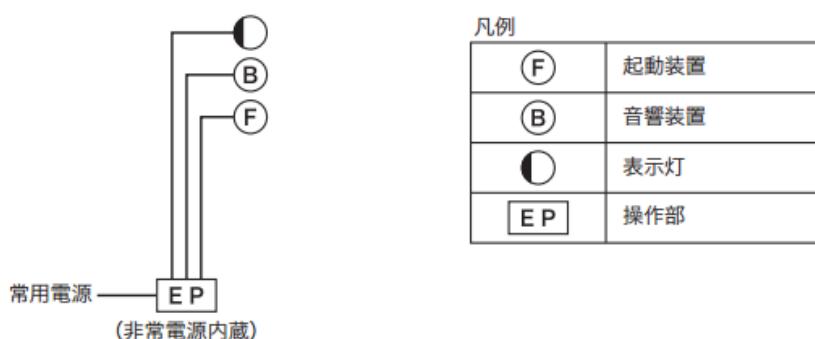
## 第14 非常警報設備

### 1 非常ベル、自動式サイレン

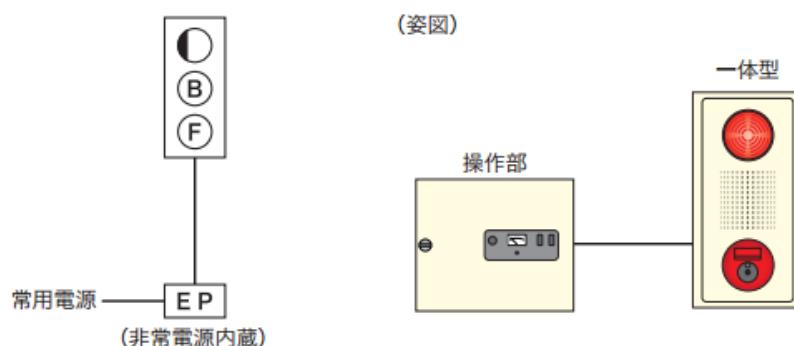
非常ベル、自動式サイレンは、政令第24条第4項並びに省令第25条の2第2項（第2号及び第3号を除く。）及び第3項の規定によるほか、次によること。

（1）主な構成（第14-1図参照）

（その1）単品組み合わせ



（その2）一体型



（その3）複合装置



（第14-1図）

## (2) 用語の定義

この1において用いる用語の定義は、次による。

- ア 「非常ベル」とは、起動装置、音響装置（サイレンを除く。）、表示灯、電源及び配線により構成されるものをいう。
- イ 「自動式サイレン」とは、起動装置、音響装置（サイレン）、表示灯、電源及び配線により構成されるものをいう。
- ウ 「起動装置」とは、火災が発生した際、手動操作により音響装置を鳴動し、又は操作部に火災である旨の信号を送ることができる発信機をいう。
- エ 「音響装置」とは、起動装置から火災である旨の信号を受信し、自動的に火災である旨の警報を必要な音量で報知することができる装置をいう。
- オ 「表示灯」とは、起動装置の所在を明示するために設けられる赤色の灯火をいう。
- カ 「複合装置」とは、起動装置、表示灯、音響装置それぞれの単体又は任意に組み合わせ一体として構成したものに、非常電源を内蔵したものを使う。
- キ 「操作部」とは、起動装置と連動し、又は手動により警報を発するものをいう。

## (3) 機器

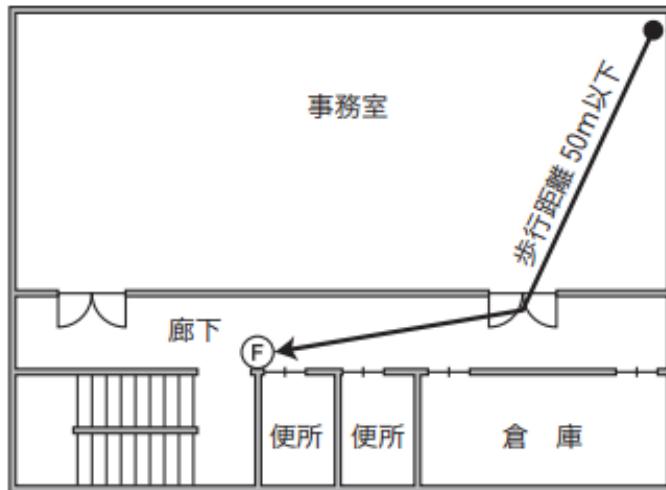
- ア 非常ベル及び自動式サイレンは、非常警報表示に適合するもの又は認定品のものとすること。●
- イ 地震動等による障害がないよう堅ろうに、かつ、傾きのないように設置すること。
- ウ 次に掲げる場所に非常ベル及び自動式サイレンを設ける場合は、防爆型、防食型、防雨型又は適当な防護措置を施すこと。
  - (ア) 腐食性ガス等の発生するおそれのある場所
  - (イ) 可燃性ガス、粉じん等が滞留するおそれのある場所
  - (ウ) 開放型の廊下又は通路（以下この項において「廊下等」という。）で、雨水等が浸入するおそれのある場所

## (4) 起動装置

起動装置は、政令第24条第4項第2号及び省令第25条の2第2項第2号の2の規定によるほか、次によること。

- ア 出入口若しくは階段の出入口の付近又は廊下等の多数の者の目にふれやすい場所で、かつ、操作の容易な場所に設けること。●（第14-2図参照）

- イ 操作上支障となる障害物がない箇所に設けること。



(第 14-2 図)

#### (5) 音響装置

音響装置は、省令第 25 条の 2 第 2 項第 1 号の規定によるほか、次によること。

##### ア 設置場所

音響装置の設置場所は、第 10 自動火災報知設備 8 (1) を準用すること。

##### イ 鳴動方式

原則として、当該設備を設置した防火対象物又はその部分の全区域に有効に報知できること。●

#### (6) 表示灯

表示灯は、省令第 25 条の 2 第 2 項第 2 号の 2 つの規定によるほか、次によること。

ア 通行に支障のない場所で、かつ、多数の者の目にふれる位置に設けること。

イ 天井面から 0.6m 以上離れた位置に設けること。▲

#### (7) 操作部

##### ア 設置場所

(ア) 点検に便利な場所に設けること。

(イ) 温度又は湿度が高く、衝撃、振動等が激しい等、操作部の機能に影響を与える場所には設けないこと。

(ウ) 起動装置の設けられた操作部にあっては、操作の容易な場所に設けること。

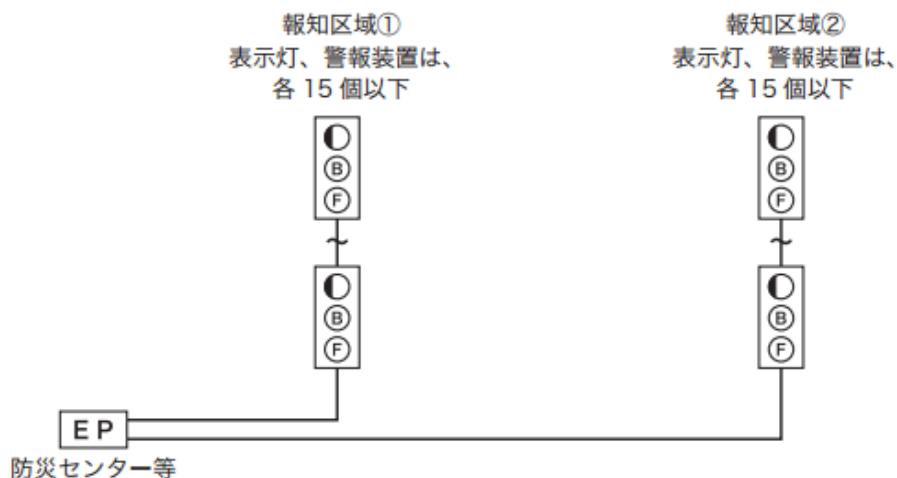
(I) 多回線用の操作部にあっては、防災センター等の常時人のいる場所に設けること。

#### イ 機器

(ア) 1回線に接続できる表示灯又は音響装置の個数は、各15個以下であること。(第14-3図参照)

(イ) 自動火災報知設備と連動する場合は、無電圧マーク接点により、相互の機能に異常を生じないものであること。

(ウ) 多回線用の操作部又は地区表示灯を設けた複合装置の地区表示灯窓には、報知区域(1回線における当該回路の音響装置の鳴動区域をいう。)の名称等が適正に記入されていること。



(第14-3図)

#### (8) 常用電源

常用電源は、省令第25条の2第2項第4号ホの規定によるほか、第10自動火災報知設備4(3)を準用すること。

#### (9) 非常電源及び配線等

省令第25条の2第2項第4号及び第5号の規定によるほか、次によること。

##### ア 非常電源等

非常電源及び非常電源回路の配線等は、第23非常電源によること。

##### イ 配線

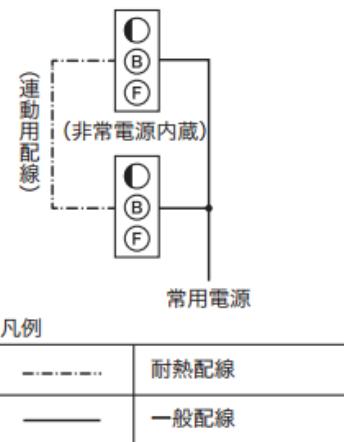
配線は、電気工作物に係る法令によるほか、次によること。

- (ア) 省令第25条の2第2項第1号に規定する区分鳴動方式の場合には、一の報知区域の配線が短絡又は断線しても、他の報知区域への火災の報知に支障のないように設けること。
- (イ) 複合装置を2以上設置する場合は、常用電源回路及び起動回路の配線は、次に適合する電線を使用する場合、同一の管、線び若しくはダクト若しくはこれらのボックスその他の付属品又はプルボックスの中に配線して、差し支えないこと。
- a 常用電源回路 600Vビニル絶縁電線又はこれと同等以上の絶縁効力を有する電線
  - b 起動回路 耐熱配線
- (ウ) 端子との接続は、ゆるみ、破損等がなく確実であること。
- (エ) 電線相互の接続は、はんだ付け、ねじ止め、圧着端子等で行われていること。
- (オ) 耐火配線又は耐熱配線を必要とする配線は、次によること。(第14-4図参照)
- a 耐火配線  
非常電源(非常電源専用受電設備又は蓄電池設備)から操作部又は起動装置までの配線(操作部又は起動装置に蓄電池設備が内蔵されている場合は、一般配線として差し支えない。)
  - b 耐熱配線
    - (a) 操作部から起動装置、音響装置及び表示灯までの配線
    - (b) 複合装置を2以上設置する場合の複合装置間の起動回路の配線(以下この項において「連動用配線」という。)

(一体型の場合)



(複合装置の場合)



(第14-4図)

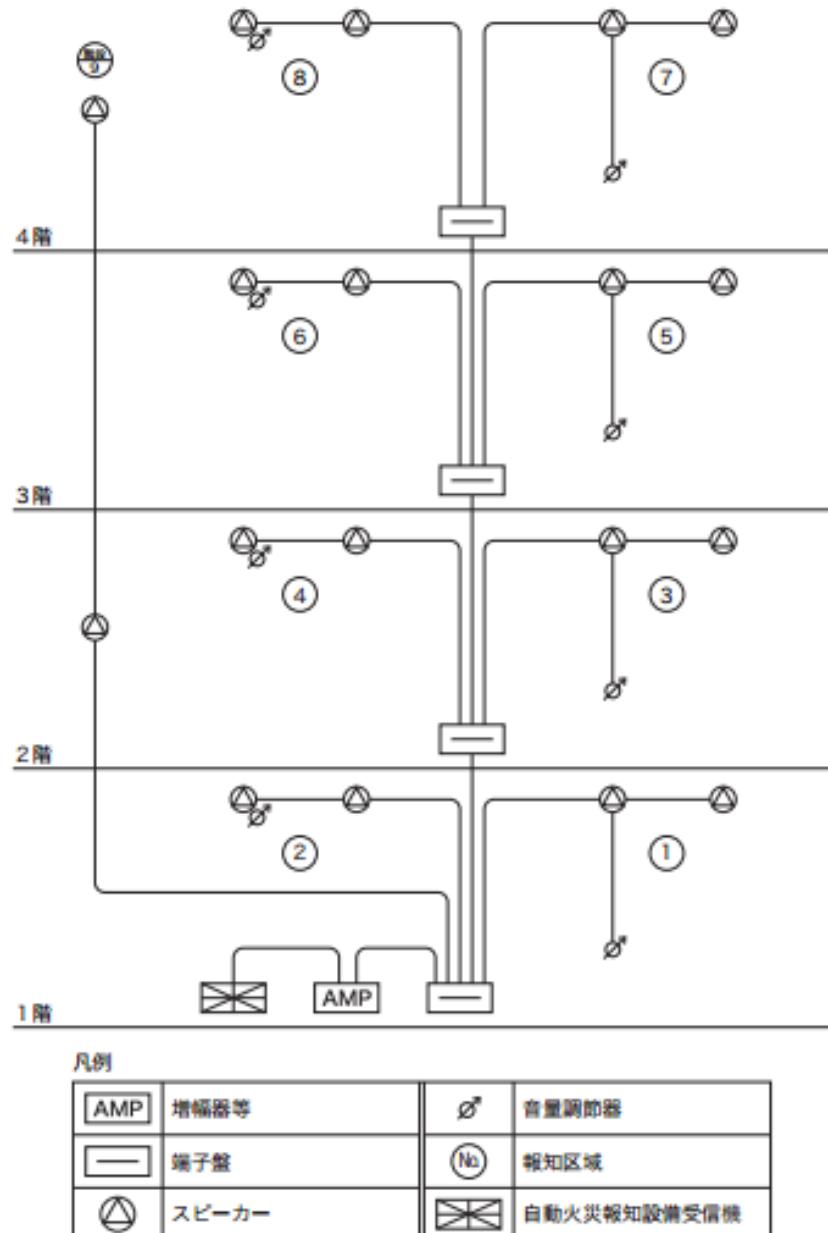
## (10) 総合操作盤

省令第25条の2第2項第6号に規定する総合操作盤は、第24総合操作盤によること。

## 2 放送設備

放送設備は、政令第24条第4項並びに省令第25条の2第2項（第1号を除く。）及び第3項の規定によるほか、次によること。

## (1) 主な構成（第14-5図参照）



(第14-5図)

## (2) 用語の定義

この2において用いる用語の定義は、次による。

- ア 「放送設備」とは、起動装置、表示灯、スピーカー、増幅器、操作部、電源及び配線により構成されるもの（自動火災報知設備と連動するものにあっては、起動装置及び表示灯を省略したものを含む。）をいう。
- イ 「起動装置」とは、火災を発見した際、各階に設けられた当該装置を手動により火災である旨の非常警報を自動的に行えるもの又は増幅器等に火災信号を送り、増幅器等を起動させるものをいう。
- ウ 「表示灯」とは、起動装置の所在を明示するために設けられる赤色の灯火をいう。
- エ 「スピーカー」とは、必要な音量で警報音及び音声による放送が行えるものをいう。
- オ 「増幅器」及び「操作部」とは、起動装置又は自動火災報知設備から火災である旨の信号を受信しスイッチ等を自動的に又は手動により操作して、マイクロホン、テープレコーダー等により火災である旨の放送をスピーカーを通じて、必要な音量で必要な階に放送するものをいう。
- カ 「非常電話」とは、操作部との間の専用電話（インターホンを含む。）をいう。
- キ 「遠隔操作器」とは、防火対象物の使用形態により、放送場所が複数となる場合に使用できる単独の操作部をいう。

## (3) 機器

放送設備は非常警報装置に適合するもの又は認定品のものとすること。



## (4) 増幅器等

増幅器及び操作部（以下この項において「増幅器等」という。）は、次によること。

### ア 設置場所

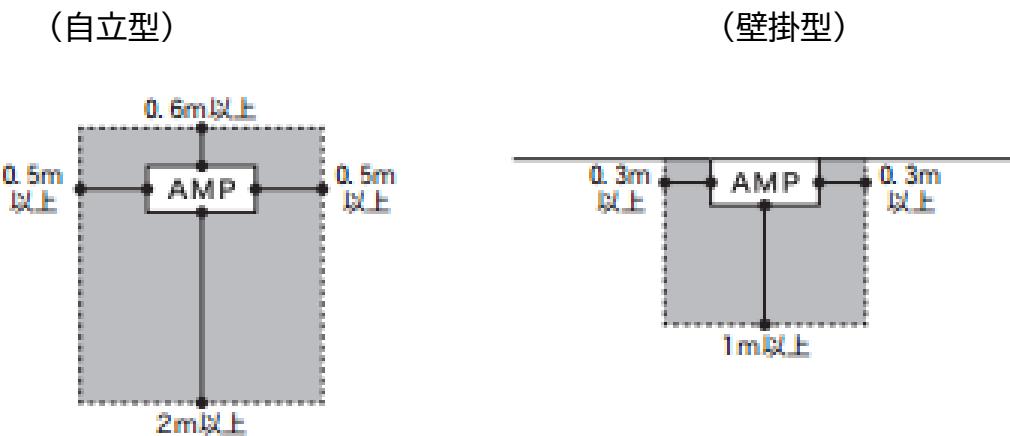
設置場所は、省令第25条の2第2項第3号ホ、ト及びルの規定によるほか、次によること。

(ア) 省令第25条の2第2項第3号ルに規定する「防災センター等」とは、次に掲げる場所が該当するものであること。

ただし、防災センター等が存しない場合にあっては、常時人がいる火災表示を容易に確認できる場所に設けること。

- a 防災センター
- b 中央管理室
- c 守衛室
- d 管理人室

- (イ) 自動火災報知設備が設置される防火対象物にあっては、受信機又は副受信機（表示装置）と併設すること。▲
- (ウ) 避難階又はその直上階若しくは直下階の避難上有効な出入口付近の場所に設けること。●  
ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- a 安全に避難できる場所であること。
  - b 設置場所は、準耐火構造の壁及び床で区画された部分であること。
  - c b の開口部には、常時閉鎖式又は隨時閉鎖式の防火戸を設けたものであること。
  - d 壁及び天井（天井がない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを避難階に通ずる主たる廊下、階段その他の通路にあっては不燃材料で、当該設置場所は準不燃材料でしたものであること。
- (I) 温度又は湿度が高く、衝撃、振動等が激しい等、增幅器等の機能に影響を与える場所には設けないこと。
- (オ) 地震動等による障害がないよう堅ろうに、かつ、傾きのないように設置すること。
- (カ) 操作上、点検上障害とならないよう、有効な空間を確保すること。●（第14-6 図参照）  
なお、自立型の場合で、背面にとびら等がないものは、背面の空間を省略することができる。  
また、操作上、点検上支障にならない場合は、図中の数値以下とすることができる。



(第 14-6 図)

#### イ 機器

機器は、省令第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ハ、リ及びヌの規定によるほか、次によること。

- (ア) 起動方式は、自動火災報知設備からの火災信号等の情報を受けて、次により音声による警報を発するものであること。
  - a 自動火災報知設備の階別信号の受信により、自動的に感知器発報放送（感知器が発報した場合又はこれに準ずる情報を入手した場合に行う放送をいう。以下同じ。）が行えるものであること。
  - b 感知器が作動した旨の信号を受信した後、次のいずれかの信号を受信した場合、自動的に火災放送（火災の発生が確認された場合又はこれに準ずる情報を入手した場合に行う放送をいう。以下同じ。）を行うこと。
    - (a) 発信機又は非常電話からの信号
    - (b) 火災信号を感知器ごとに区分できる自動火災報知設備にあっては、第 1 報の感知器以外の感知器が作動した旨の信号
    - (c) その他火災が発生した旨又は火災が発生した可能性が高い旨の信号
  - c 発信機又は非常電話により起動する場合は、自動的に感知器発報放送を行った後、直ちに、かつ、自動的に火災放送を行うこと。

ただし、防火対象物の用途、規模、防火管理体制を勘案して感知器発報放送を省略して、直接、火災放送を行うことができる。

- d 非火災報放送（火災の発生がないことが確認された場合に行う放送をいう。以下同じ。）は、簡単な操作により起動できること。

- (イ) 自動火災報知設備と連動する場合は、無電圧マーク接点により相互の機能に異常を生じないものであること。
- (ウ) 増設工事が予想される場合は、増幅器等に余裕回線を残しておくこと。▲
- (I) 増幅器の出力とスピーカー等の合成インピーダンスは、次式aを満足し、整合（インピーダンスマッチング）したものであること。  
ただし、増幅器の定格出力時の音声信号電圧が100Vに統一されたハイインピーダンス方式を用いたものは、次式bによることができる。

(a式)

$$P \geq \frac{E^2}{Z}$$

P : 増幅器の定格出力 (W)

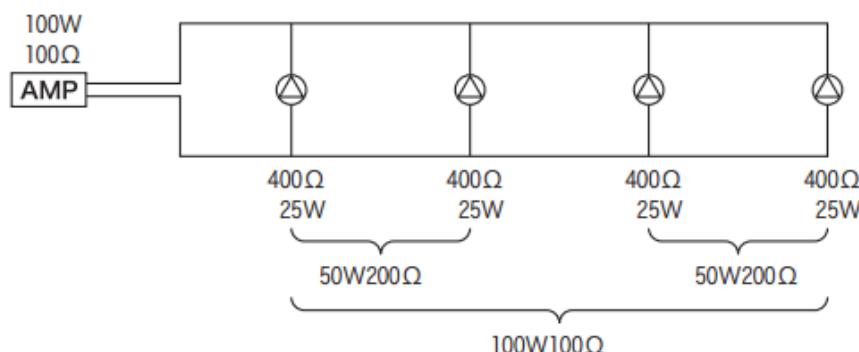
E : スピーカーの回路電圧 (V)

Z : スピーカー等の合成インピーダンス ( $\Omega$ )

○スピーカー等の合成インピーダンスを求める計算式

(並列接続の場合)

$$Z_0 = \frac{1}{\frac{1}{Z_1} + \frac{1}{Z_2} + \frac{1}{Z_3} + \dots + \frac{1}{Z_n}}$$



(直列接続の場合)

$$Z_0 = Z_1 + Z_2 + Z_3 + \dots + Z_n$$

(b式)

$$P \geq S$$

S : スピーカーの定格入力の合計

- (オ) 省令第25条の2第2項第3号に規定する放送設備を業務用の目的と共に用するものにあっては、起動装置等による信号を受信し、非常放送として起動された場合、直ちに、かつ、自動的に非常警報以外の放送を停止できること。
- (カ) 一の防火対象物において、非常用の放送設備以外の業務を目的とした放送設備が独立して設けられている場合は、非常用の放送設備を操作した際、音声警報が有効に聞こえる措置を講じること。▲
- (キ) 放送階選択スイッチの部分には、報知区域の名称等が適正に記入されていること。

#### ウ 常用電源

常用電源は、省令第25条の2第2項第4号の規定によるほか、第10自動火災報知設備4(3)を準用すること。

#### エ 非常電源

非常電源は、省令第25条の2第2項第5号の規定によるほか、第23非常電源によること。

### (5) 遠隔操作器

遠隔操作器は、次によること。

- ア 次に掲げる防火対象物のうち、増幅器等の設置場所以外の階に、ナースステーション、宿直室、介護職員室その他夜間に職員が存する室がある場合又は管理区分が異なる部分を報知する場合（例：複数の障害者グループホーム）には、遠隔操作器を設けること。▲
  - (ア) 政令別表第1(6)項イ(1)から(3)までに掲げる防火対象物
  - (イ) 政令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物
  - (ウ) 政令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）
- (イ) 政令別表第1(16)項イ（前（ア）から（ウ）までに掲げる用途に供される部分が存するものに限る。）に掲げる防火対象物

#### イ 設置場所

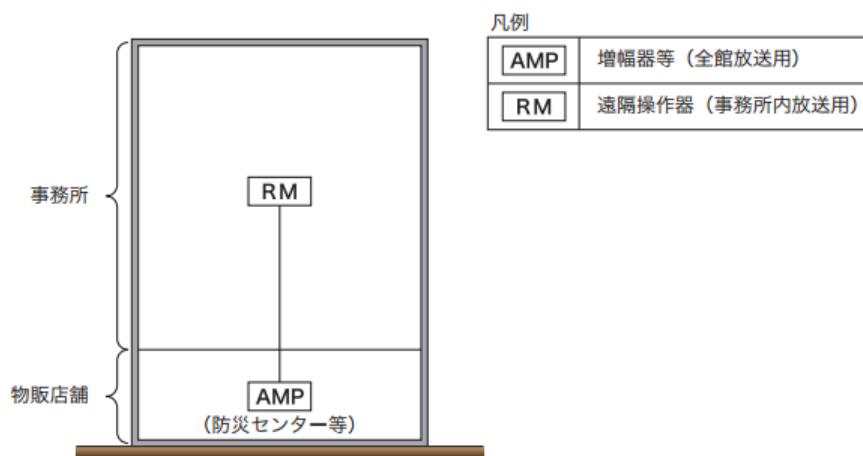
設置場所は、省令第25条の2第2項第3号（ホ）、（ト）及び（ル）の規定によるほか、前（4）ア（増幅器等が防災センター等に設置されている場合は、（ウ）を除く。）を準用すること。

#### ウ 遠隔操作器等から報知できる区域

省令第25条の2第2項第3号ヲの規定により、遠隔操作器からも防火対象物の全区域に火災を報知することができるものであることとされているが、全区域に火災を報知することができる操作部又は遠隔操作器（以下この項において「遠隔操作器等」という。）が1以上防災センター等に設けられている防火対象物にあっては、政令第32条の規定を適用して、次の場合は、遠隔操作器等から報知できる区域を防火対象物の全区域としないことができる。（第14-7図参照）

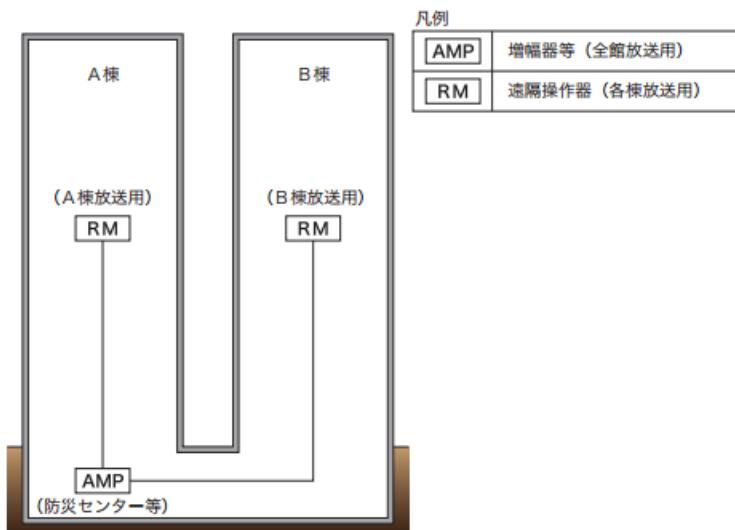
- (ア) 管理区分又は用途が異なる一の防火対象物で、遠隔操作器等から遠隔操作器等が設けられた管理区分の部分又は用途の部分全体に火災を報知することができるよう措置された場合
  - (イ) 防火対象物の構造、使用形態等から判断して、火災発生時の避難が防火対象物の部分ごとに独立して行われると考えられる場合であって、独立した部分に設けられた遠隔操作器等が当該独立した部分全体に火災を報知することができるよう措置された場合
  - (ウ) ナースステーション等に遠隔操作器等を設けて病室の入院患者等の避難誘導を行うこととしている等のように防火対象物の一定の場所のみを避難誘導の対象とすることが適切と考えられる場合であって、避難誘導の対象場所全体に火災を報知することができるよう措置された場合

（管理区分又は異なる一の防火対象物の例（ア）関係）



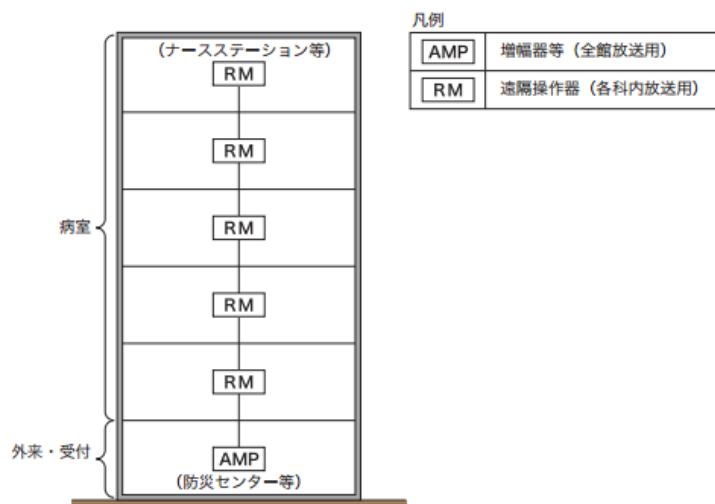
(避難が防火対象物の部分ごとに独立して行われると考えられる場合の例)

(イ) 関係)



(一定の場所のみを避難誘導の対象とすることが適切と考えられる場合の例)

(ウ) 関係)



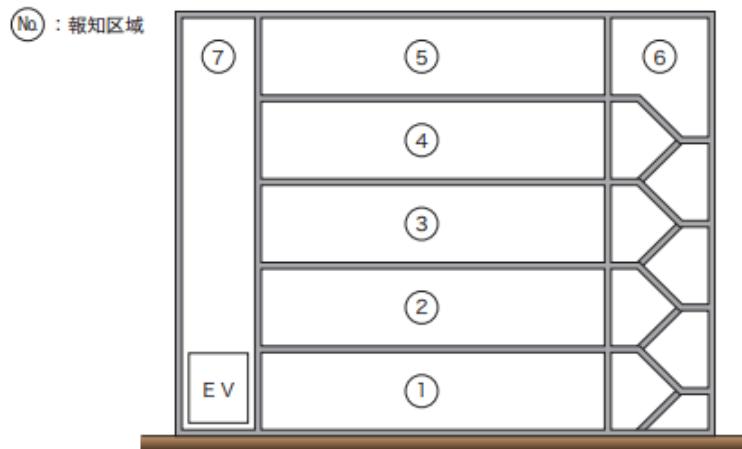
(第 14-7 図)

## (6) 報知区域

報知区域は、省令第 25 条の 2 第 2 項第 3 号の規定によるほか、次によること。

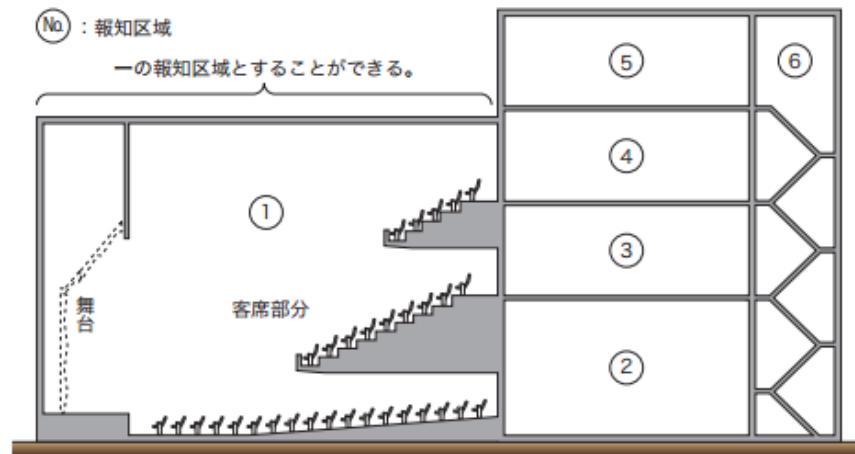
- ア 報知区域は、原則として階別とすること。▲ (第 14-8 図参照)
- イ 階段は、居室及び廊下又は通路の部分と別な報知区域に設定され、かつ、最下階を基準とし、垂直距離 45mごとに一報知区域とすること。  
ただし、階段室のない階段については、この限りでない。▲

ウ エレベーター内は、居室及び廊下又は通路の部分と別な報知区域として設定すること。▲



(第 14-8 図)

エ 劇場等で、階の一部が吹き抜けになっており、天井面等に取り付けたスピーカーにより有効な音量が得られる場合、当該部分は一の報知区域とすることができること。(第 14-9 図参照)



(第 14-9 図)

## (7) 音声警報音

### ア 音声警報音のメッセージ

非常警報告示第 4 第 3 号に規定する音声警報音のメッセージについて  
は、次の文例又はこれに準ずるものとすること。

(ア) 感知器発報放送

メッセージの内容（女声）

「ただいま○階の火災感知器が作動しました。係員が確認しておりますので、次の放送にご注意ください。」

第1シグナル（ピンポン、ピンポン、ピンポン） + メッセージ（2回以上繰り返し）

(イ) 火災放送

メッセージの内容（男声）

「火事です。火事です。○階で火災が発生しました。落ち着いて避難してください。」

第1シグナル（ピンポン、ピンポン、ピンポン） + メッセージ + 第1シグナル（ピンポン、ピンポン、ピンポン） + メッセージ + 第2シグナル（ビューッ、ビューッ、ビューッ、（スイープ音））（以降繰り返し）

(ウ) 非火災報放送（女声）

メッセージの内容（女声）

「さきほどの火災感知器の作動は、確認の結果、異常がありませんでした。ご安心ください。」

第1シグナル（ピンポン、ピンポン、ピンポン） + メッセージ（2回以上繰り返し）

イ 音声警報音のメッセージの特例

(ア) 放送設備が階段、エレベーター昇降路等のたて穴部分の感知器の作動により、起動した場合又は手動により起動した場合は、火災が発生した場所に係るメッセージは入れなくても差し支えない。

(参考) 感知器発報放送時のメッセージ例（女声）

「ただいま階段（○○階段）の火災感知器が作動しました。係員が確認しておりますので、次の放送にご注意ください。」

又は

「ただいま火災感知器が作動しました。係員が確認しておりますので、次の放送にご注意ください。」

(イ) 防火対象物の利用形態、管理形態等により、前アに定めるメッセージでは支障が生じるおそれのあるものについては、消防機関の認める範囲で内容の変更ができること。

(8) 起動方式等

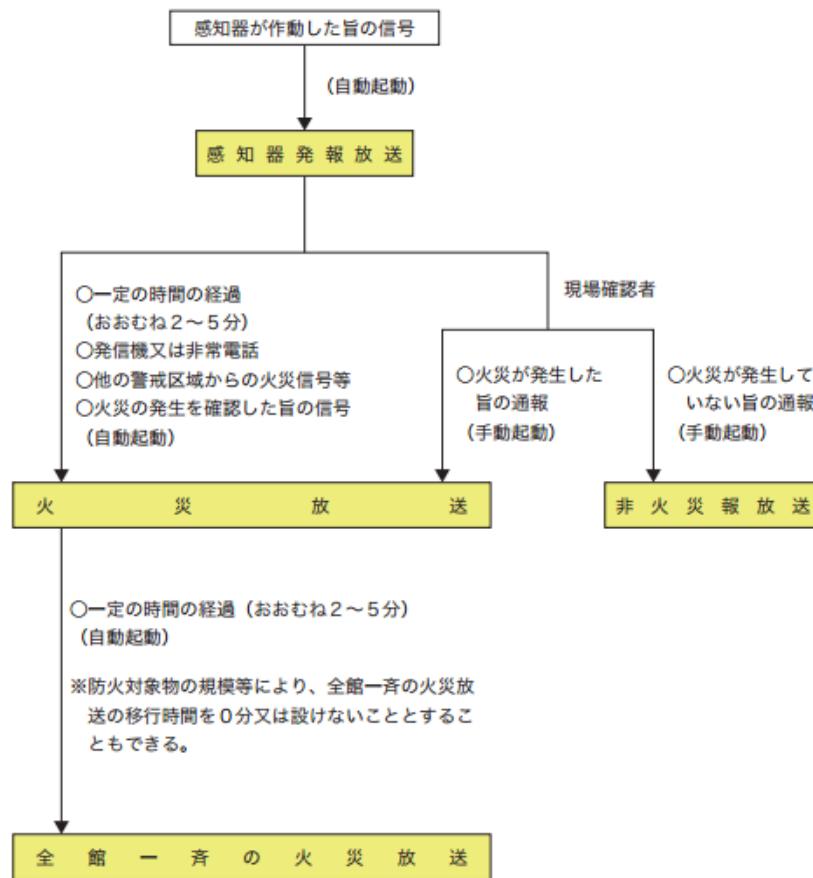
ア 非常警報告示第4第4号(2)に規定する放送設備の起動方式及び省令第25条の2第2項第3号升に規定する鳴動方式は、第14-10図の例によること。また、感知器発報放送及び火災放送の鳴動方式については、第10自動火災報知設備8(3)イ((イ)を除く。)を準用すること。

イ 非常警報告示第4第4号(2)イ(ロ)c及びハ(ハ)に定める信号については、感知器発報放送が起動してからタイマーにより作動する一定の時間を経過した旨の信号とし、一定の時間については、防火対象物の規模、利用形態、管理形態、内装制限の実施状況、現場確認に必要な時間等を勘案して、おおむね2分から5分までとすること。●

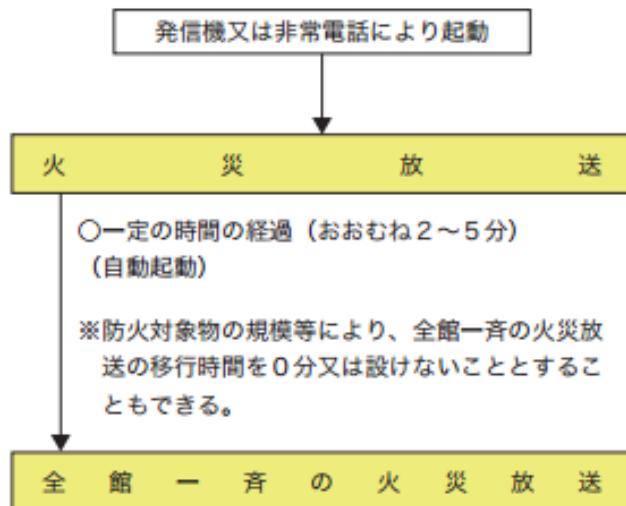
なお、特段の事情がある場合は、消防機関の認める範囲でこれと異なる時間とすることができる。

また、防火対象物の規模等により、全館一斉の火災放送の移行時間を0分又は設けないこととすることもできること。

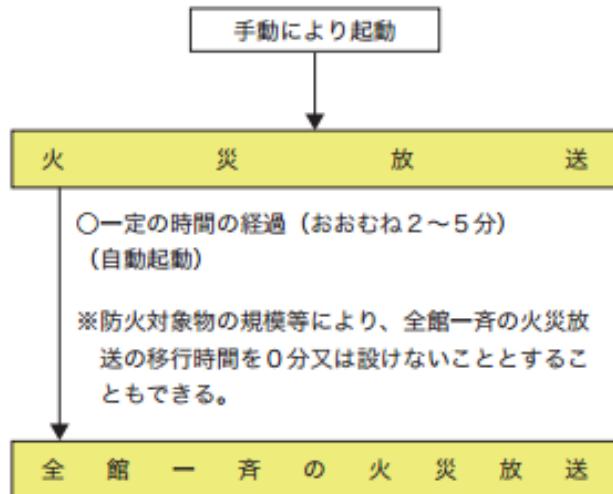
(自動火災報知設備の感知器が作動した旨の信号（火災表示をすべき火災情報信号を含む。）により起動した場合)



(発信機又は非常電話により起動した場合)



(手動により起動する場合)



(第 14-10 図)

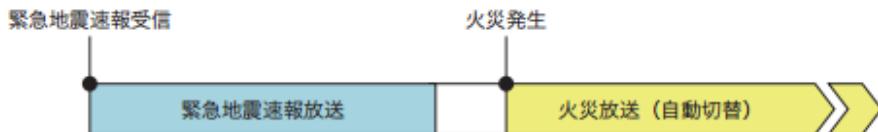
#### (9) 緊急地震速報

地震動予報等に係る放送（以下「緊急地震速報」という。）に対応した非常警報設備の設置基準については、次によること。

ア 省令第 25 条の 2 第 2 項第 3 号りに規定する火災の際に遮断しなければならない非常警報以外の放送から、緊急地震速報によるもので、これに要する時間が短時間であり、かつ、火災の発生を有効に報知することを妨げないものから除かれるものであること。

イ 非常警報告示第 4 第 1 号（5）に規定する「地震動予報等に係る放送を行う機能を有するものにあっては、地震動予報等に係る放送を行っている間に、起動装置若しくは操作部を操作した場合又は自動火災報知設備等から起動のための信号を受信した場合には、地震動予報等に係る放送が終了した後、直ちに、かつ、自動的に非常警報の放送を行うものであること」とは、第 14-11 図に掲げる動作フローによること。

## 想定1（緊急地震速報受信後に火災が発生した場合）



## 想定2（緊急地震速報放送中に火災が発生した場合）



## 想定3（火災放送中に緊急地震速報を受信した場合）



## 想定4（緊急地震速報と火災放送が同時に入力された場合）



(第 14-11 図)

## (10) スピーカー

## ア 設置場所

(ア) スピーカーの設置場所は、第 10 自動火災報知設備 7（1）（クを除く。）を準用すること。

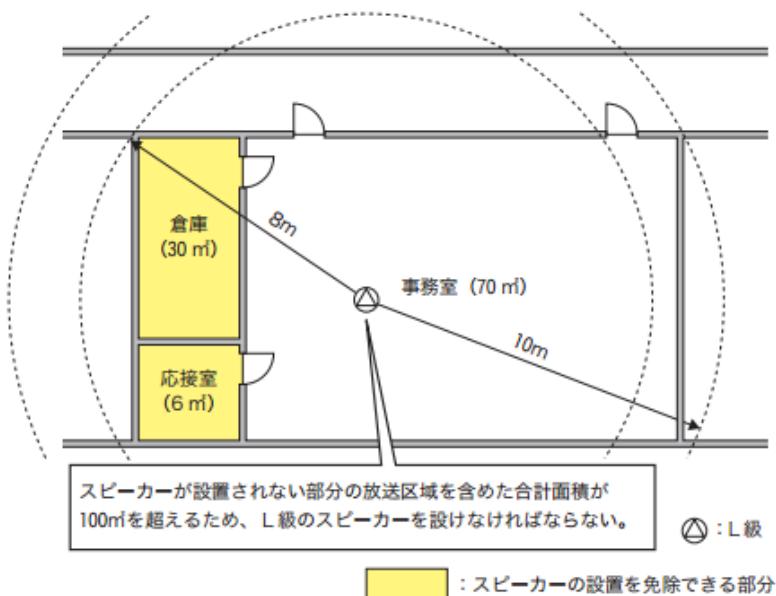
(イ) エレベーターが設置される防火対象物にあっては、エレベーター内にスピーカーを設けること。▲

## イ 機器

高温多湿となることが予想される場所に設けるスピーカーは、使用場所に適応したものであること。

## (11) 放送区域

- ア 省令第25条の2第2項第3号□(1)に定める放送区域（防火対象物の2以上の階にわたらず、かつ、床、壁又は戸（障子、ふすま等遮音性能の著しく低いものを除く。）で区画された部分をいう。以下同じ。）については、次のとおりとすること。
- (ア) 部屋の間仕切壁については、音の伝達に十分な開口部があるものを除き、固定式か移動式かにかかわらず、壁として取り扱うものとする。
- (イ) 「障子、ふすま等遮音性能の著しく低いもの」には、障子、ふすまのほか、カーテン、つい立て、すだれ、格子戸又はこれらに類するものが該当するものとする。
- (ウ) 通常は開口している移動式の壁又は戸であっても、閉鎖して使用する可能性のあるものは、壁又は戸で区画されたものとして取り扱うものとする。
- イ 省令第25条の2第2項第3号□(1)は、放送区域の面積によって設置できるスピーカーの種類を区分しているところであるが、スピーカーが設置されない放送区域が存する場合は、スピーカーが受け持つ放送区域の合計面積を算定したうえで、当該面積に対応する種類のスピーカーを設置すること。（第14-12図参照）



(第14-12図)

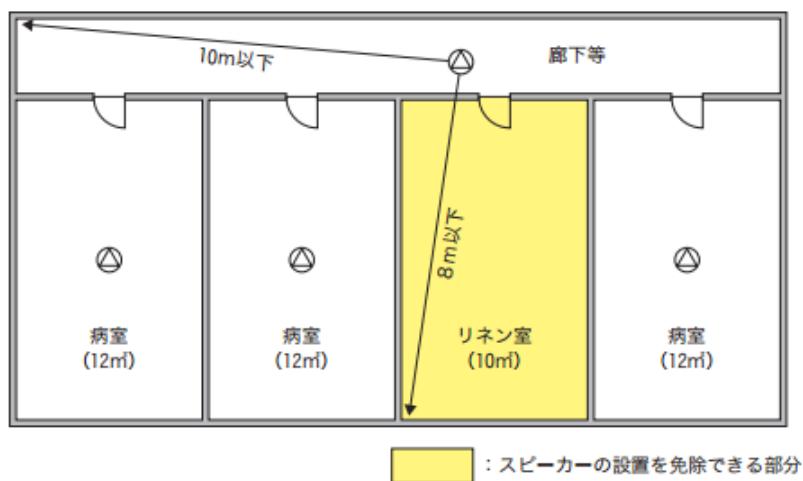
(参考)

スピーカーの種別	放送区域の大きさ
L級	100 m <sup>2</sup> を超える
L級又はM級	50 m <sup>2</sup> 超え 100 m <sup>2</sup> 以下
L級、M級又はS級	50 m <sup>2</sup> 以下

ウ 省令第25条の2第2項第3号□(口)に規定する「居室」とは、建基法第2条第4号に規定する居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。

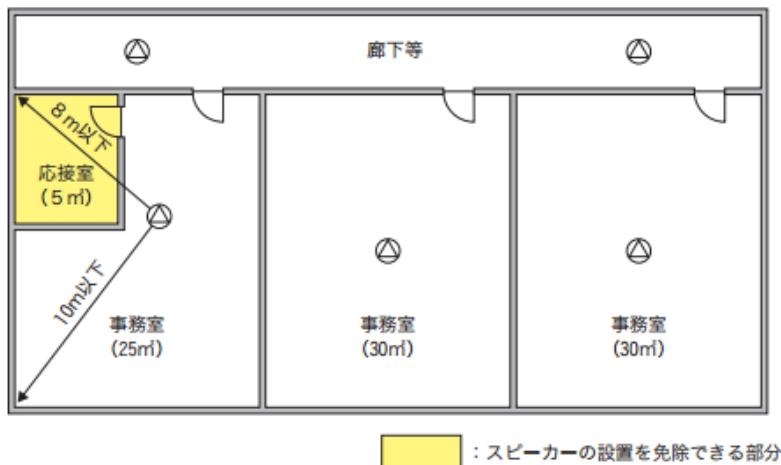
エ 省令第25条の2第2項第2号□(口)ただし書に定めるスピーカーの設置を免除できる放送区域及びスピーカーの設置場所については、次の例によるものとすること。

(ア) 居室又は居室から地上に通ずる主たる廊下その他の通路以外の場所でスピーカーの設置を免除できる場合（第14-13図参照）



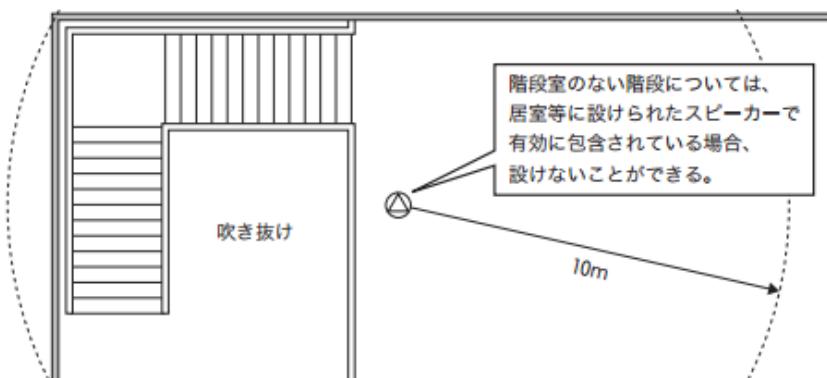
(第14-13図)

## (1) 居室でスピーカーの設置を免除できる場合（第 14-14 図参照）



(第 14-14 図)

才 省令第 25 条の 2 第 2 項第 3 号□(ハ) の規定により、階段又は傾斜路にスピーカーを設けることとされているが、階段室のない階段については、当該階段部分が同号□(ロ) のスピーカーで有効に包含されている場合、設けないことができる。（第 14-15 図参照）



(第 14-15 図)

力 政令別表第 1 (5) 項□に掲げる防火対象物の住戸部分については、政令第 32 条の規定を適用して、住戸内の戸等の設置にかかわらず、各住戸（メゾネット型住戸等の 2 以上の階にまたがるものについては各階ごとの部分）を一の放送区域として取り扱って差し支えない。

ただし、当該部分の床面積に応じて、省令第 25 条の 2 第 2 項第 3 号□(イ) により、スピーカーを設置すること。

キ スピーカーから 8m を超える場所に可動式ブース（カラオケボックスその他これに類する遊興の用に供することを目的とするものを除く。）を設けることにより、当該可動式ブース内にスピーカーの設置が必要と認められる場合であっても、次の(ア)及び(イ)に掲げる要件を満たすものについては、政令第 32 条の規定を適用し、スピーカーを設けないことができる。

(ア) 次の a 又は b に掲げる要件を満たすこと。

- a 第 3 スプリンクラー設備 7 (8) 工(ア)並びに(ウ)a 及び c に掲げる要件を満たすこと。
- b 第 3 スプリンクラー設備 7 (8) 工(イ)並びに(ウ)a 及び(I)b から e までに掲げる要件を満たすこと。

(イ) 次の a 又は b に掲げる要件を満たすこと。

- a 当該可動式ブースの外に設置されたスピーカーによる放送について、当該可動式ブース内における音圧が 65db 以上となることが確認できること。
- b 次の (a) から (b) までに掲げる要件を満たすこと。

(a) スピーカーから第 1 シグナル（非常警報設備の基準（昭和 48 年消防庁告示第 6 号）第 4 第 3 号 (2) に規定する第 1 シグナルをいう。以下同じ。）が鳴動した時点で、当該可動式ブース内にいる者に対し、放送設備による火災警報がなされた旨を警報音（65db 以上の音圧のものに限る。）及び発光により直ちに報知できる機器等（放送設備の起動や第 1 シグナルの鳴動等に連動して有効かつ確実に作動すること（65db 以上の音圧による警報音の鳴動及び発光の起動の状態を 1 分間以上継続できることをいう。以下同じ。）が実験等により確認されたものに限る。）が設置されていること。

(b) 当該可動式ブース内の見やすい箇所に、次の I 及び II に掲げる事項に係る表示が設けられていること。

I (a) の警報音及び発光は、可動式ブースの外における火災発生を知らせるものであること。

II (a) の警報音の鳴動及び発光の起動の際にとるべき行動（可動式ブース外に出て、火災の発生や避難等の要否などを確認すること等）

(c) (a) の機器等の電源は、次の I 及び II に掲げる要件を満たすことであること。

I 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成 20 年消防庁告示第 25 号）第 2 第 6 号の規定の例により設けられていること。

II 電池以外から供給される電力を用いる場合にあっては、当該電源が停電した場合であっても、(a) の機器等を 10 分間以上有効かつ確実に作動することが可能な状態に維持することができる容量の電池が設けられていること。

(d) (a) の機器等は、点検が実施され、適切に維持管理されていること。

#### (12) スピーカーの性能に応じた設置

省令第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ハの規定に基づき放送設備のスピーカーを設置する場合の技術上の運用及び具体的な設置例は、平成 11 年 2 月 2 日付消防予第 25 号「放送設備のスピーカーの性能に応じた設置ガイドライン」によること。

なお、「放送設備のスピーカーの性能に応じた設置ガイドライン」においては、設計時の参考とするため、一般的なケースにおける数値（スピーカーの指向係数、吸音率等）を示しているが、個別の計画に応じた数値が明らかとなっている場合にあっては、当該数値によること。

#### (13) 複数回線化

複数回線化（一の階に一のスピーカー回路である場合、万一出火場所付近のスピーカー又は配線が燃焼し、短絡することにより、当該階の放送がすべて停止するがないよう、一の階に複数のスピーカー回路を配線することをいう。）は、次によること。▲

##### ア 適用範囲

(ア) 政令別表第 1 (5) 項、(6) 項及び (16) 項 ((5) 項及び (6) 項の用途に供する部分に限る。) の用途に供するもの。

(イ) 前 (ア) 以外の防火対象物又はその階で、スプリンクラー設備が設けられていないもの（省令第 13 条 3 項各号の規定により、スプリンクラーヘッドの設置を要しない部分を除く。）

##### イ 複数回線化の方法

次のいずれかの方法によること。

(ア) あらかじめ、2 以上のスピーカー回路により構成する方法

(イ) 回路分割装置により 1 のスピーカー回路を 2 以上に分割する方法

##### ウ 配線方法

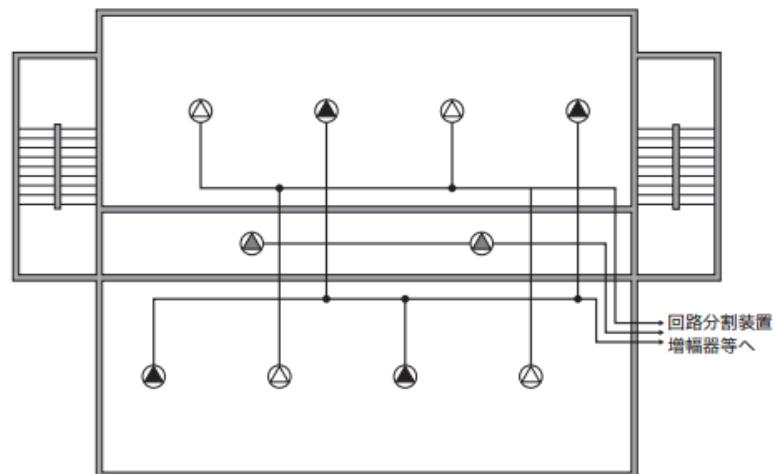
次のいずれかの方法によること。（第 14-16 図参照）

(ア) 隣接するスピーカーを別回路とする方法

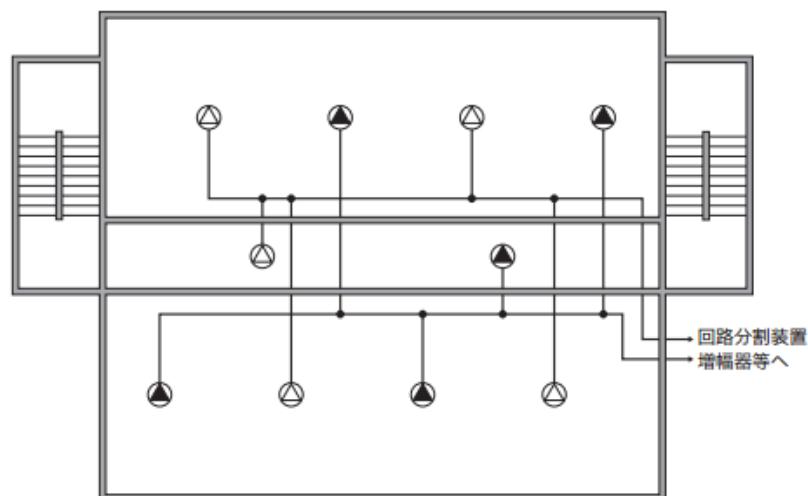
なお、各回路に接続されるスピーカーは、おおむね同数となるよう  
に配置すること。

(イ) 居室部分と廊下等の共用部分を別回路とする方法

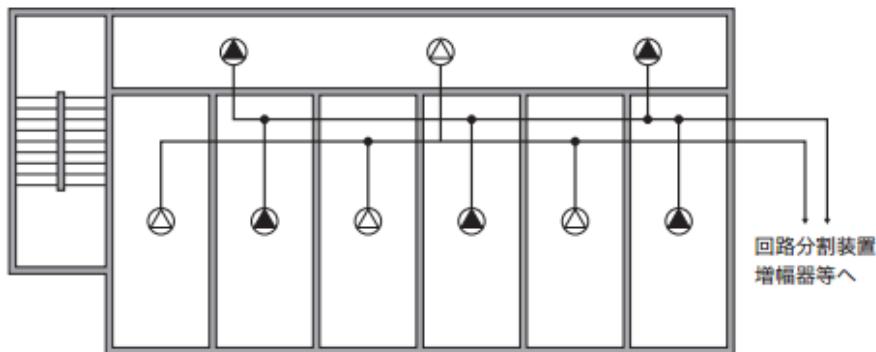
(その1) 隣接するスピーカーを複数回線化し、一報知区域を3分割した例



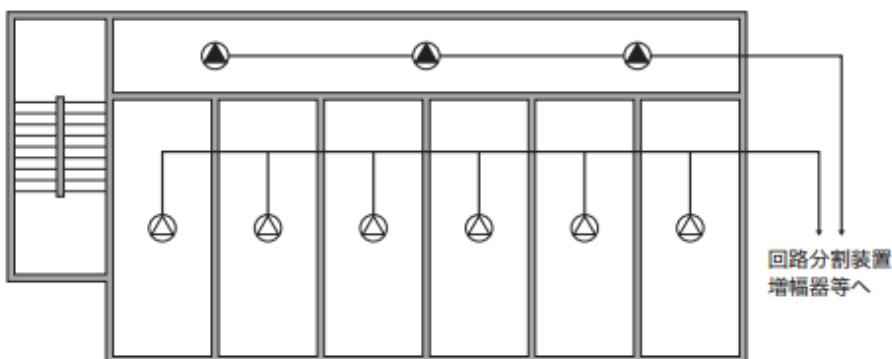
(その2) 隣接するスピーカーを複数回線化した例



(その3) 隣接するスピーカーを複数回線化した例



(その4) 居室と共用部分を複数回線化した例



(第 14-16 図)

## 工 回路分割装置

回路分割装置は、次に適合すること。

### (ア) 機器

- a 各出力回路は、一の回路が短絡した際、他の回路に影響をおよぼさない措置が講じられていること。
- b 一の回路分割装置の出力回路の短絡表示が分割された個々の回路ごとに表示されること。
- c 当該放送設備の性能特性に適合するものであること。

### (イ) 設置位置

- a 原則として、階ごとに設置すること。
- b 防火上有効な場所に設置するか又は不燃性のボックスに入れる等の措置を講ずること。

なお、回路分割装置の外箱が不燃性の素材で造られているものは、不燃性のボックスと同等として取り扱うことができる。

c 点検に支障ない場合に設けること。

(ウ) 短絡表示

一の回路分割装置の分割された出力回路のすべてが短絡した場

合、操作部でその旨が確認できるものであること

(14) 起動装置

起動装置は、省令第25条の2第2項第2号及び第2号の2の規定によるほか、次によること。

なお、省令第25条の2第2項第2号の規定により、非常電話を設置する場合を除き、放送設備が自動火災報知設備と連動されている場合は、起動装置を省略することができること。

ア 押しボタンスイッチ

起動装置に押しボタンスイッチを使用する場合は、前1(4)を準用すること。

イ 非常電話装置

省令第25条の2第2項第2号に規定する非常電話は、次によること。

なお、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号）第2条第22号に定めるT型発信機を当該基準に基づき設置した場合、非常電話と同等のものとみなすことができること。

(ア) 設置位置

a 操作部（親機）

(a) 防災センター等の常時人のいる場所に設けること。

(b) 増幅器等及び自動火災報知設備の受信機に併設して、それぞれの機能操作が有効に行える位置に設けること。▲

(c) 制御部（電話交換機部分）と操作部が分割されているものは、原則として同一室内に設けること。▲

b 非常電話機（子機）

(a) 非常用エレベーター乗降口ビー、特別避難階段の付室、階段の付近又は廊下等で、自動火災報知設備の発信機、連結送水管の放水口、非常コンセント設備等に併設して設けること。●

(b) 操作上支障となる障害物がない箇所に設けること。

(イ) 機器

a 非常電話機は、送受話器を取り上げることにより、自動的に操作部への発信が行われるものであること。

- b 業務用電話と兼用されるものは、非常電話として起動した場合、業務用電話の機能を遮断するものであること。
- c 非常電話機は、放送機能を有しないこと。
- d 操作部は、非常電話機の発信により火災音信号が鳴動するものとし、発信階を表示すること。
- e 操作部は、非常電話機の発信を受信した場合、送受話器を取り上げる等の簡単な操作で火災音信号を停止し、発信を行った非常電話機と相互に同時通話ができること。
- f 操作部は、二つの非常電話機との三者通話も可能であること。
- g 非常電話機の回線が短絡又は断線しても、他の回線に障害が波及しないこと。
- h 非常電話機の収納箱及び操作部の外箱は、厚さ 0.8 mm以上の鋼板又はこれと同等以上の強度及び難燃性を有すること。
- i 放送設備を起動する場合、操作部と増幅器等との連動方式は、無電圧メーク接点により相互の機能に異常を生じないこと。

(15) 表示灯

表示灯は、省令第 25 条の 2 第 2 項第 2 号の 2 に規定によるほか、前 1 (6) を準用すること。

(16) 相互通話設備

省令第 25 条の 2 第 2 項第 3 号引に規定する「操作部又は遠隔操作器のある場所相互間で同時に通話することができる設備」とは、次によること。

ア 設置位置等

- (ア) 操作部又は遠隔操作器の設けられている直近で、当該機器の操作に有効な位置であること。
- (イ) 床面の高さから 0.8m (いすに座って操作するものにあっては 0.6m) 以上 1.5m以下の箇所に設けること。
- (ウ) 相互通話設備として、次のいずれかの設備が設けられていること。
  - a インターホン
  - b 非常電話
  - c 発信機 (P型1級、T型)
  - d 構内電話で非常用の割り込みのできる機能を有するもの又はこれと同等のもの

イ 機器

(ア) 一の送受話器を取り上げ又は選局スイッチを操作する等容易な方法により、自動的に一方の機器への発信が可能なものであること。



(イ) 一の送受話器の発信により、一方の機器への呼び出し音が鳴動するとともに、表示装置が設けられているものは、当該表示が有効に点灯すること。▲

ウ 常用電源

常用電源は、第10自動火災報知設備4(3)を準用すること。▲

(17) 配線

省令第25条の2第2項第4号の規定によるほか、次によること。

ア 増幅器と操作部をそれぞれ異なった場所に設置する場合、増幅器から操作部までの配線は、耐熱配線とすること。

ただし、増幅器から操作部又は操作部から増幅器に非常電源を供給する場合には、耐火配線とすること。

イ 遠隔操作器のみが防災センター等に設置される場合で、増幅器又は操作部から非常電源が供給される場合の配線は、耐火配線とすること。

ウ 増幅器等からスピーカーまでの配線は、火災の際、一の報知区域の配線が短絡又は断線しても、他の報知区域への火災の報知に支障がないように設けること。

エ 放送設備のスピーカーを業務用の放送設備と兼用するもので、スピーカー回路を切り替える方式の制御配線は、当該回路に異常がある場合、スピーカーは非常用回路に接続されること。▲

オ 放送設備の起動により、業務用の放送設備等を停止する場合の制御配線は、当該回路に異常がある場合には、業務用の放送等が停止されること。▲

なお、ここでいう「制御配線」とは、増幅器等が設置される居室外の配線をいう。

カ 電線の接続等は、はんだ付け、ねじ止め、圧着端子等で行われていること。

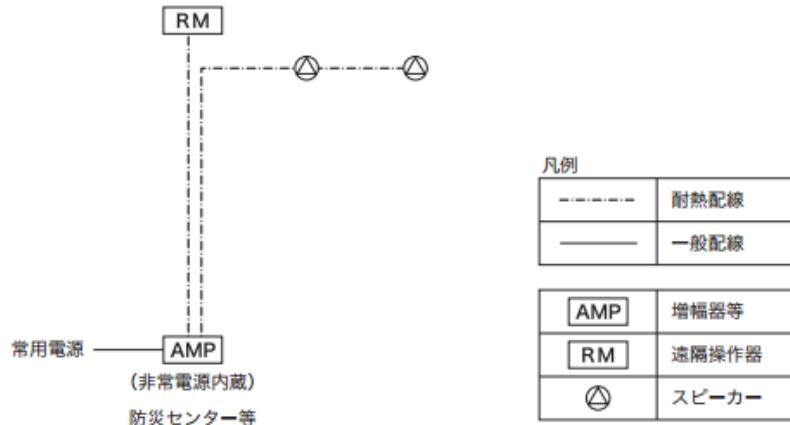
キ 耐火配線又は耐熱配線を必要とする配線は、次によること。(第14-17図参照)

(ア) 耐火配線

非常電源(非常電源専用受電設備又は蓄電池設備)から増幅器等までの配線(増幅器等に蓄電池が内蔵されている場合は、一般配線として差し支えない。)

## (1) 耐熱配線

- a 増幅器等からスピーカーまでの配線
- b 増幅器等から遠隔操作器までの配線
- c 増幅器等から表示灯及び起動装置までの配線



(第 14-17 図)

## (18) 一斉式非常放送設備

旅館、ホテル、病院等の就寝施設（政令別表第 1 (5) 項イ及び (6) 項に掲げる防火対象物をいう。以下この項において「就寝施設」という。）のうち、収容人員が 20 人以上 300 人未満のもの（以下この項において「中小規模就寝施設」という。）にあっては、非常警報設備のうち非常ベル、自動式サイレン又は放送設備のいずれかを設置すればよいとされているが、中小規模就寝施設の火災等の災害時における避難誘導のより一層の円滑化を図るために、中小規模就寝施設には、省令第 25 条の 2 第 2 項第 3 号及び非常警報告示第 4 の規定にかかわらず、操作性が簡便で有効に放送内容が伝達できる機能を有する放送設備（以下この項において「一斉式非常放送設備」という。）については、政令第 32 条の規定を適用し、次により設置することを認めて差し支えない。

ア 中小規模就寝施設については、政令第 24 条第 2 項に規定する非常ベル、自動式サイレン又は放送設備に替えて、一斉式非常放送設備の設置を認めることができるものであること。

イ 一斉式非常放送設備の設置にあたっては、次によること。

- (ア) 起動装置は、省令第 25 条の 2 第 2 項第 2 号の 2 の規定により設置すること。

- (1) 一斉式非常放送設備の設置については、省令第25条の2第2項第3号イからニまで、ト及びリからヲまでの規定によるほか、警報は、全館一斉に発することで足りるものであること。
  - (ウ) 配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、省令第25条の2第2項第4号イ、ロ、ニ及びホの規定によること。
  - (I) 非常電源は、省令第24条第4号の規定に準じて設けること。
  - (オ) スピーカーの設置については、政令第24条第4項第1号及び省令第25条の2第2項第3号ロの規定によるが、特に密閉性の高い就寝施設の建築構造等にかんがみ、客室、病室等の室内において非常放送の内容を有効に伝達することができるよう、当該室内にスピーカーを設置する方法、スピーカーの設置間隔を短縮する方法等の措置を講ずること。この場合、当該室内における非常放送の音圧が騒音計で測定した場合に60dB以上確保されるよう留意すること。
- ウ その他
- 一斉式非常放送設備は、政令第24条第2項に規定する防火対象物で中小規模就寝施設以外のものについても、その設置を認めて差し支えない。
- (19) 誘導音装置付誘導灯の取り扱いについて
- 誘導音装置付誘導灯の取り扱いについては、第16誘導灯13によるほか、次によること。
- ア 誘導音装置付誘導灯の誘導音の発生は、第16誘導灯13(5)によるものとし、原則として放送設備の感知器発報放送又は火災放送と同時に開始されるものであること。
  - イ 誘導音装置付誘導灯の誘導音の音圧レベルは、当該装置の中心から1m離れた位置で70dBに調節されていること。▲
  - ウ 誘導音装置付誘導灯は、点滅型であることが望ましいこと。▲
- (20) 総合操作盤
- 省令第25条の2第2項第6号に規定する総合操作盤は、第24総合操作盤によること。